

平成23年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

日本法の基礎知識（国際関係法学）

1. 知的財産法学で議論されている最先端の問題の多くは、隣接する法領域と交錯することが少なくない。そのような他の法領域と交錯する知的財産法の問題を具体的に1つ取り上げ、論じなさい。(50点)

2. A国著作権法は、教育目的であれば著作物の複製を無制限に認めるという規定（以下、「当該規定」という）を有しており、当該規定は、ベルヌ条約9条2項およびTRIPs協定13条に定められている、いわゆる「スリーステップテスト」の水準を超えて、著作権の制限を広範に認めている。

B国のコンテンツ産業は、A国の市場に、A国内由来の著作物を利用した商品または役務を大量に供給している。自国の文化産業を重視するB国政府としては、A国著作権法の当該規定が、国際条約の定める水準を超えて著作権の制限を広範に認めていることを不満に思っている。A国著作権法の当該規定を変えるべく、B国政府として取りうる手段について論じなさい。(50点)

【参照条文】

いわゆる「スリーステップテスト」とは、以下の条文の下線部のことを指す。

ベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約）

第9条（複製権）

(1) 文学的及び美術的著作物の著作者でこの条約によつて保護されるものは、それらの著作物の複製（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾する排他的権利を享有する。

(2) 特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

(3) 録音及び録画は、この条約の適用上、複製とみなす。

TRIPs協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）

第13条 制限及び例外

加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない 特別な場合に限定する。